

第3回にいがた食の安全・安心審議会議事録

- 1 開催日時 平成18年10月24日（火）午後1時30分～午後4時
- 2 開催場所 新潟県新光町4番地1 警察庁舎 大会議室
- 3 出席者 別紙の名簿のとおり
「にいがた食の安全・安心審議会」委員15名のうち、2名の委員が所用により欠席
- 4 議題
にいがた食の安全・安心基本計画（仮称）案について

5 審議内容

飯田生活衛生課長から、遺伝子組換え作物の交雑防止措置等の調査審議がないので特別委員の出席がないこと、審議会が、にいがた食の安全・安心審議会規則第3条第2項に基づき、過半数の委員の出席により成立していることが確認され、会長あいさつの後、角山委員の後任である重野委員の自己紹介の後、次第に沿って進められた。

【重野委員】自己紹介

今年6月に角山から交代しました。生産者側としての農協中央会の重野です。農業生産者側でもここにおられる村山先生からも委員になっていただいてスローフード委員会を立ち上げており内部での検討を行っています。また、生産履歴記帳運動も定着してきており、ほとんどの農産物が顔の見える売り方になってきています。米については、毎年種子更新をされている種子、検査を行っているもの以外はJAとして取扱をしませんということを含め「安全・安心対策」に努力している状況です。どうぞよろしくお願いいたします。

【楠原会長】

ありがとうございました。

まずは、前回の審議会から約3ヶ月経っており、その間、県民意見交換会なども行われているので、経過説明として、これまでの動きと今後のスケジュールについて確認したいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 田浪主任】

事務局の田浪と申します。

「これまでの動きと今後のスケジュール」を説明させていただきます。

資料No.2「にいがた食の安全・安心基本計画（仮称）案について」の「3 策定スケジュール」を御覧ください。

前回の審議会以降、基本計画の策定作業の遅れから第3回審議会の開催を延期させていただいた都合、3ヶ月程度、間が空いております。

この間、これまでの経緯にあるとおり、当審議会の開催のほか基本計画の策定検討にあたり、県民意見を取り入れるため、3つの取組を行いました。

一点目が食品関連事業者団体との意見交換会です。

7月25日から8月9日の間に7会場において35団体の方々と意見交換を行いました。この中には、消費者協会や生協関係も含まれています。

二点目が県民意見交換会の実施です。

8月22日から8月29日の間に上・中・下越・佐渡の4会場において延べ125人の県民から参加を頂いて、基本計画に対する意見や県に対する要望などを頂きました。

各会場で出た意見や県の回答は、あらかじめ送付した復命資料のとおりです。

なお、意見交換にあたっては、第2回審議会と同様の資料を用いました。

三点は県民アンケートの実施です。

前回の審議会でも設問内容に意見を頂いたところですが、県民アンケート調査協力員300人を対象に行い、283人から回答を頂きました。

内容としては、前半は食育に関する設問、後半は食の安全・安心に関する設問となっています。

結果については御覧になられたかと思いますが、

94.7%の方が食品の安全性に不安を持っていること

不安に感じる内容は、食品添加物の使用が61.9%、

農薬の残留が40.7%

表示や説明の信ぴょう性が38.4%

という順番になっています。

情報提供については、県からの情報提供が不十分と感じるが57.6%という結果になり、まだまだ取組が不十分なことが明らかになりました。

特に条例の認知度にいたっては、名前も内容も知らないが76.7%と厳しい現実が明らかになりました。

これらの取組で頂いた意見は、基本計画の策定に取り入れるとともに、今後の事業の実施に活用することとしています。

今後のスケジュールについては、今後の予定に書いてあるとおりです。

一点大きな変更がございます。

前回の審議会まで実施するとしていた県民電子会議室の設置がスケジュールから消えております。

これは、今ほど説明した3点の取組で県民の皆様の意見を十分に頂いたこと、県民電子会議室の稼働開始が遅れており、11月下旬の開始すら未確定なこと基本計画案に対するパブリックコメントを11月中に実施すること、以上の理由から中止したいと考えています。

それ以外については、今までにお示ししたスケジュールのとおり進めてまいります。

なお、1月15日の第4回審議会には、パブリックコメントの意見を踏まえた基本計画(案)を諮問し、審議いただく予定としております。

その後、さらに審議いただく必要がある場合は、第5回目の審議会を開催したうえで、2月中に答申を頂き、修正の上、公表したいと考えております。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

【楠原会長】

今後のスケジュールについて、当初予定していた県民電子会議室の設置を中止する点が大きな変更点ですが、十分な意見聴取を行ったこと、電子会議室の稼働が遅れている上、パブリックコメントも行うためということでございます。何か、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

また、事前に送付されていた県民アンケートや県民意見交換会の結果などについても併せて、何か、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(質問・意見なし)

【楠原会長】

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、「にいがた食の安全・安心基本計画（仮称）案」1題のみです。

前回の素案から当審議会の意見や県民意見交換会などの意見を踏まえた基本計画案が示されていますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

条例に基づく基本計画案について説明させていただきます。

資料1、基本計画案の冊子をご覧ください。

前回7月に開催致しました第2回審議会で基本計画の構成などについて説明致しましたが、事前にお送りしてご覧いただいたとおり、大きく変更になっております。

これは、審議会、関係団体との意見交換会、県民意見交換会でいただいた意見を取り入れられたり、県庁内での基本計画案を組み立てていく過程で、さまざまな検討を行った結果、変更したものです。

まず、総論的な部分です。1頁には計画策定の経緯と位置づけを記載しました。この計画は、消費者、食品関連事業者、行政が一体となって食の安全・安心に取り組むための総合的な計画と位置づけ、条例第2章の「食の安全・安心に関する基本的施策」に沿って行う中期的な取組をました。

また、知事が、自らの公約と位置づけている新潟県夢おこし政策プランや県の中長期計画にあたる農林水産ビジョン、健康福祉ビジョンなどとの整合性にも配慮して計画を作っております。

2ページの計画の期間ですが、条例は施行後3年で見直すこととなっていることから、まず平成20年度末に中間見直しを行います。また、夢おこし政策プランや農林水産ビジョンの区切りなどとの整合性も図り、最終目標年次を平成24年とし、平成19年度から24年度までの6年間の計画としました。

次に計画の目標と成果指標です。

計画が何を目指し、県はどうしたいのか、一口わかるものが必要と考え、この計画に全体をとらえる目標と成果指標を設定しました。

目標はズバリ「食の安全・安心の実現」、その到達度を測る成果指標として「食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」を設定しました。

今後は、この成果指標を引き上げるため、さまざまな施策・取組を行うこととなります。

次に3頁、4頁に施策の視点と体系を示しました。

条例では、食の安全・安心を食品等の安全性確保と食品等に対する消費者の信頼性確保と定義していることから、安全性確保のための視点として「視点1 安全で安心な食品の提供」を設定しました。さらに信頼性確保のための視点として「視点2 食の安全・安心を育む信頼関係の確立」を設定し、それぞれの視点から、合計20の施策を展開することとしました。

4頁の施策の体系図をご覧ください。

計画の目標である食の安全・安心の実現に向け、2つの施策の視点から、食の安全・安心に関する基本的施策として、条例第10条から22条までに規定された内容を、施策1から施策20までとして体系づけました。

これら20の施策を関係者が協力しながら進めていくことにより、食の安全・安心を実現していこうというものです。

ここで、お手数ですが、資料2をご覧ください。

資料2は、この基本計画を簡単に説明するために作成した資料です。

今のところ計画本文には書き込んでありませんが、食の安全・安心の実現に向け、取り組んでいくため、キャッチフレーズを使うことを考えています。資料2の中程の囲みの中に「見える安全・知る安心 みんなで育む 食のにいがた」とありますが、このような親しみやすいキャッチフレーズを使って基本計画の浸透を図ることとしています。

次に、資料1に戻っていただいて5頁の計画の推進体制です。

推進役は、県の食の安全・安心戦略会議が中心となって、作業部会を使って企画立案をしていきます。また、縦割り行政の弊害を排除し、地域においても県の関係機関が一体となって取り組めるよう、食の安全・安心推進地域会議を県の地域振興局単位で設置します。そして、食品関連事業者、消費者、県の3者が情報交換を進めながら食の安全・安心を推進することになります。

計画の進行管理としては、取組の結果を毎年公表し、様々な意見を聞きながら進めていくこととしています。

続いて、基本計画の各論的な部分をご説明いたします。

施策1から施策20までさまざまな取組が記述されておりますが、これらをすべて説明する訳にも参りませんので、7ページの施策1を使って、各施策の構成を説明いたします。

各施策は、まず条例本文の記述があり、次に県の現状認識である「現状と課題」があり、それに対する取組の方向性を示した、「取組方針」が書かれています。

続いて、県が行う主な取組を「県の取組」として記述しました。

次に、この計画の特徴ともなっている、関係者の役割です。ここでは、食品関連事業者、消費者それぞれに果たして欲しい役割を具体的に記述してあります。

そして取組指標です。

取組指標は、施策の進行管理のため設定し、原則的に、平成17年度の現状値、平成20年度の間目標、平成24年度の目標を定めています。

施策によっては、県の取組や取組指標の内容がさまざまな側面を持つものもあることから、他の施策の再掲になっています。また施策によっては取組指標が設定できなかったものもあります。

最後に、用語解説です。原則的に各施策の最後にそこで使われた専門用語の解説を載せ

ています。

このような様式で、施策の9頁以降施策の2から20まで記載しております。

お手数ですが資料2をご覧ください。

資料2を1枚はぐっていただきますと、取組指標の一覧をお付けしましたので参考にしてください。

一部目標値が検討中となっている項目もありますが、新潟県食育推進計画などに合わせて、設定していく予定です。

次に資料2の最後のページをご覧ください。

これは前回の審議会でもいただいたご意見が、どのようにこの計画案に生かされているかまとめたものです。

細かくは説明いたしません、表に示したとおり、皆さまご意見を受け、計画に施策の体系図を盛り込んだり、具体的な記述を書き換えたりしております。

また、具体的にご意見については、今後の個別の取組で生かしていきたいと考えています。

この他に、農業関係団体、食品関係団体、消費者団体などとの意見交換会や、一般県民を対象とした県民意見交換会においても、さまざまなお意見をいただいております、会場においてのやりとりについては、今回の審議会の資料と一緒に意見交換会の復命資料として、お送りしたところです。

いただいたご意見については、今回の基本計画案に反映しております。たとえば、縦割り行政で意思の疎通が悪いとのご意見を受け、計画の推進体制には県の本庁、出先それぞれでの、連携体制を盛り込みましたし、事業者の方から、具体的に何をすればよいかわかりにくいとのご意見があり、事業者、消費者それぞれについて、関係者の役割として、記述することとしました。

その他さまざまな意見をいただいております、今後の取組に生かしていくこととしております。

なにぶん盛りだくさんの内容で、概要説明にとどめましたが、これにて基本計画案の説明を終わりにいたします。

【楠原会長】

ありがとうございました。

この基本計画案については、目標や成果指標、体系図も示され、素案と比較するとほぼ計画の全体像が明らかにされたと思います。

計画期間など当初の素案から大幅に変更された部分もございます。

審議会での意見の対応状況も示されました。

資料も事前に送付されておりましたので、この計画案について、まずは、総論部分、策定の経緯から計画の進行管理と公表の部分について、ご質問ご意見をうけたまわりたいと思います。

その後で、食の安全・安心に関する基本的施策について、視点毎にご質問ご意見をうけたまわりたいと思います。

【村山委員】

成果指標についてですが、県の取組なのか、日本全体の取組又は業者等も含めた全体の取組なのかははっきりしません。もし、県の基本計画であり、もし県民に聞くのであれば、「県の取組に対して県内の住民」で良いのではないかと。
もう一点は、この指標のとらえ方はどうするのかです。

【楠原会長】

私もこの成果指標の言葉の意味がわかりにくいと感じます。いろいろな形に取れそうです。このことについて事務局から説明をお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

成果指標に県内外とおいたのは、農産物の販売も考える必要があります、買っていただくのは、新潟県は生産県なので県内の人だけではありません。県外の人に安心していただけないと、県の食の安全・安心の取組は成功したことにはなりません。東京の方々に新潟のお米は安全・安心でおいしいと言って買ってもらわなければ商売にならないということもあります。そのため、県内だけでなく県内外の方々の意見が必要とということです。

この指標をどう捉えるかについては、今の段階ではこうやって行いますというのはありません。様々なアンケートを組み合わせで判断することなども検討しています。

正直、こうすれば、この数値を把握できるというものはありません。

ただし、にいがたの食の安全・安心が進んだということを考えて県外の方々に対するPRも必要ということです。

【滝山委員】

成果指標について教育を担当している関係で気になることがあります。それは食の安全・安心は行政や食品業者にやってもらえる、待っているというような、指標の「行われている」に疑問を感じます。教育の場に携わっている者にとっては、主体的に自ら関心を持って意欲的に参画していく学生を育成することを第一の目標にしています。県民の方々にも食の安全・安心について、意欲的に関心を持って参画することが必要と感じました。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

確かに行政が一方的に押しつけるものではなく、消費者に理解してもらうことが、最も大事です。

条例では第15条の情報提供とか情報の共有、取組で言うと施策の11～13がこの基本計画の柱になると考えています。

消費者の方にわかっていただければ県や事業者の取組が十分に取組まれていると感じる県民が増加するのではないかと考えています。この指標の言葉自体が問題であれば検討も必要なのかと思いますが、消費者の方々と十分にコミュニケーションが取れればこのような指標でよいのではと考えています。

【滝山委員】

事前に配布された意見交換会などの資料の中に県民意見交換会などに来られる方はかな

り意識の高い人であるという意見もありました。

県民アンケートでは、トレーサビリティが低い値になっているが、このような難しい言葉を知っているかと言う設問から入り、そのような情報が欲しいかと問いかけるべきだったと思います。アンケートを採る場合は小学校6年生の段階で理解できる内容にしなければならぬと一般的に言われています。

普通のあまり努力しない人達が受け止められる食の安全・安心を求めて行って欲しい。

行政の方針としては理解しましたが、県民がいつも指示待ちというか受け身でないものを今後の方向として目指して欲しい。

【藤井委員】

成果指標が新潟県という行政に対する評価なのか、それとも、施策の視点で書いてあるとおり、県、食品関連事業者、消費者が一体となって推し進めることにより「食の安全・安心」を実現するという枠組みを提案しているが、それらのネットワークの中で食の安全・安心が進んだかどうかを成果指標として評価するのか、どちらでしょうか？

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

もちろん三者で取り組んだ結果として食の安全・安心が進んだと捉えます。

【藤井委員】

そうであれば表現の工夫が必要。そして三者で一体となったネットワークがうまく前進しているか評価するという観点では、三者が情報を共有していることが重要。これは皆さんが合意できることだと思います。

例えば、食品添加物や農薬でも十把一絡げで考えてしまうのが問題。

農薬でも毒を使った農薬もあれば、微生物と動物の特性の違いをうまく使った農薬もあり、両者を比べれば安全性に格段の差があります。使用量の多少もあります。農薬と言っても一言で言えず、多様なはず。食品添加物も同様。化学物質をそのまま使うものもあれば、もともとの生物材料をそのまま混ぜて使うものもあります。本当は使わなくてもよい色合いだけに使うケースや廃棄物を減らすために使うケースもあります。

十把一絡げにしていない見方が消費者も食品関連事業者も両方ともできているというレベルが大事だと思います。

例えばネスパスなどにアンケートやクイズなどが準備されていて、農薬のタイプについて伺って見たらどうでしょうか？農薬について多様性を理解しているか、知っているかどうかが出発点にならないとコミュニケーションも右か左かになり中間の議論が出来なくなります。合理的な落としどころや合意点が見いだせなくなると思います。

後半は、コメントになってしまったが、アンケートの取り方が重要。そのときにネットワークのすずみ具合、それは認識している知識レベルだと思うのですが、用語を聞いたときに十把一絡げな画一的な定義の仕方ではなくて多様なんだと言うことを行政が中心になって啓発したらどうかと思います。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

ごもっともな意見です。県民アンケートを見れば、消費者は添加物や農薬をいやに思っ

ていることは、はっきりしています。それは消費者の方々が中身を知らないことも一因だと思います。その部分は、やはり県としてリスクコミュニケーションが足りない部分だと承知しています。アンケートの取り方だけでなく施策の11～13の取組で、リスクについて説明し、消費者の方々に理解していただく取組は進めて行かなくてはならないと思っています。

【楠原会長】

ここで休憩を入れたいと思います。審議再開は14時35分としたいので、それまでにお集まり願います。

(休憩)

【楠原会長】

再開します。総論部分は、また後でご意見、ご質問を受けたいと思います。

これからは、食の安全・安心に関する基本的施策について、視点1、視点2に分けて、施策毎に意見を伺います。

施策1「安全で安心な農作物等の提供の促進」

【岡田委員】

取組指標の数値の意味するところを教えてください。

特別栽培農産物等面積の平成17年度の数値は、県の耕地面積の何%にあたるのか？

また、エコファーマー認定者数は、県内の農業者の何%にあたるのか教えてください。

【農林水産部農産園芸課 渡辺課長】

まず、特別栽培農産物等面積ですが、農薬と化学肥料を慣行栽培より3割以上減らした栽培面積を言います。

この取組指標は、平成24年に55,000haに設定していますが、これはすでに農林水産ビジョンに定めており、平成24年の本県の耕地面積を約17万haに見込み、その概ね3分の1に相当するものです。

エコファーマーの認定者数ですが、聞き慣れない言葉かもしれませんが、これは土づくりの技術、化学肥料を減らす技術、農薬を減らす技術の3つを取り入れ、5年後に自分の経営面積の約半分位は、そのような栽培を行うとした計画を知事が認定した人をエコファーマーと呼んでいます。

この人達は、まさに特別栽培農産物等面積を拡大する先駆者ですので、平成24年の55,000haを達成するため、現状の1人あたりの規模から算定し、目標を4,400人と設定しました。

なお、現状値に1,143人と載っていますが、8月末現在、さらに600人位増えまして、今は約1,700人になっており、目標達成に向けて加速的な取組が行われています。

【大坂委員】

生産者なので、トレーサビリティというものを始めに知ってほしいと言ったが、この

ようなことをよりPRしてほしい。農業新聞では良く聞くが、業界紙なので、新潟日報などにもっと大々的にお知らせがあっても良いのではないか？食の安全に関しても、そのような紙面でもっとPRすることを願っています。

施策2「安全で安心な畜産物の提供の促進」

【楠原会長】

特にないですか？畜産課長のほうから特に強調して説明したい部分がありますか？
消費者の立場からなにかありませんか？

【農林水産部畜産課 鶴巻課長】

特にありません。

【岡田委員】

消費者の役割にあるとおり、理解を深め、納得の上で、自らの意思で県産畜産物の消費に努める方向に進むべきと痛切に感じています。

施策3「安全で安心な水産物の提供の促進」

【富樫委員】

県の取組方針、関係者の役割等については、このとおりにやっておりますので特に意見はありません。

施策4「安全で安心な加工食品の提供の促進」

【長嶋委員】

新潟県版HACCP認定制度の創設とありますが、どのようなものを考えているのか？
雪印が事故を起こしてから業界の中でHACCPが言われなくなって、ISOが主流になっている。県の認定制度は、どの程度のもので、どのような食品を対象にしているのか？
食品は大企業から零細企業まであり、衛生設備にお金がかかるものなので、そこらへんも踏まえどのようなものを考えているのか教えて欲しい。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

これについては、県民意見交換会等でも色々な意見が出ておりまして、内容についてはグレードの高いものを作って欲しいという要望がある一方、中小零細企業でも取り組める内容のものを制度化して欲しいという意見もあり、必ずこうしますというものは決定していません。今、考えているものは食品製造業をすべて対象として、品目にはこだわらない形で、国の対象になっていないものも含まれます。

国の制度は非常にハードルが高いと言われておりまして、提出する書類も膨大な資料が必要になります。県では、それでは取組が広がらないので中小企業でも取り組めるものを考えております。ですので国の取り組みとは趣が違うものです。

名称もまだ決定しておりませんが、一生懸命取り組んでいる企業を認定しようというものです。

【楠原会長】

現在の県版H A C C P 認定施設数はゼロですか？

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

まだ制度もありませんので、もちろんゼロです。

施策5「添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底」

【岡田委員】

取組指標の食品衛生法に基づく規格基準検査検体数、この数値はどのように見たらよいか、算定根拠を教えてください。

また、農業者・農薬販売店等に対する講習会受講者数は、受講しなければならない対象者をどのように設定されて、この数字がでたのか教えてください。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

食品衛生法に基づく規格基準検査ですが、法律で食品に守らなければならない基準が定められていて、それが守られているかという検査を現状、県で行っている検体数です。この現状値を落とさないというものです。

ただし、検査ばかりするというのではなくて、営業者の方々を指導して違反が出ないようにする取組は行い、県が検査をするのは、この取組がうまくいっていることを確認することでもあります。流通している食品がおおまか安全であるか掴むためにも行っているため、この検体数を落とさないということを平成24年度の目標と定めているものです。

【農林水産部農産園芸課 渡辺課長】

農業者・農薬販売店等に対する講習会受講者ですが、現在、県の病害虫防除所の主催で、毎年度500名程度を対象に講習会を開催しており、現行の水準を維持して行きたいというものです。

ちなみに現在、農薬の販売店は県内には約1,700店あり、一定のサイクルで講習を受講していただくために設定しているものです。

【長嶋委員】

自主的な検査の促進というところで、新潟市では市の保健所が抜き取りの食品検査を行っています。それとは別個に、食品を製造しているところは自主的な検査を行わなければならないということですか？

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

ここでいう自主的な検査とは、先ほど食品衛生法に基づく規格基準検査の話がありましたが、これは行政検査であり、それとは別に営業者の方々が自分で作った食品が安全なのか、どのレベルなのかを確認するための自主的な検査をできるだけやっていただきたいというものです。これは従前から保健所ではお話ししてやっていたというものであり、今後ともやっていただきたいというものです。

【長嶋委員】

例えば、大手の食品メーカーでは出来た製品毎、ロット毎に自主検査を実施して、食品の安全を確認している。中小企業でも、自分で自主検査をしなければならないと理解して良いのか？

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

強制力を持ったものではない。自主的な検査ですので、中小企業であれば月に1回、半年に1回でもよいので自主的な検査を行って、自分のレベルを理解して欲しい、このような指導を保健所でも行っているという趣旨です。

施策6～8

(質問・意見なし)

施策9「危機管理体制の整備」

【末武委員】

基本的なことなのですが、危機管理体制はあくまでも食品に起因するものに限定されるのでしょうか？ 昨日、中越大震災二周年ということでしたが、災害時の食の論点から何かあっても良いと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

この基本計画にも危機管理の部分を記述した条例第13条の本文も載せてあります。もともと条例で想定している危機は、例えば雪印が起こした大規模な食品事故のようなものです。多くの県民が食品に起因する健康被害を受けるような場面を想定しています。このような場面に対応した施策をこの計画で立てているわけですので取組も災害時の対応を記述していない、このような作りになっているわけです。

災害についての対応も含めてはどうかとの委員のご意見ですが、そういった視点も必要なのかもしれませんが、この基本計画には盛り込んでおりません。県といたしましては、通常の災害時の防災計画、対応マニュアルといったものの中に、食品についての対応も記載し、それに対応していくということです。

【末武委員】

わかりました。

【楠原会長】

県の取組にある健康危機管理対応演習については、「演習」で間違いはないですか？

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

「演習」で間違いございません。

施策10

(質問・意見なし)

【楠原会長】

改めて視点1「安全で安心な食品の提供」について全般を通して何かご意見ありますでしょうか。

【村山委員】

施策1の県の取組5、施策2の県の取組5に共通すると思うのですが、トレーサビリティについて県が支援しますと書いてありますが、支援するというのは、技術的なものなのか、予算的なものなのか、具体的にどのようなものなのか教えてください。

【農林水産部食品・流通課 渡邊課長】

トレーサビリティの導入支援と言うことですが、生産履歴をきちんと記帳して、管理するとそのデータは膨大なものとなります。紙ベースでは何かあった時に検索できないということになりますので、データベース化して管理するための機器等の整備を念頭に置いており、機器を購入するJAなどに補助といった支援をするものです。

【高橋委員】

全体的に関係者の役割、特に消費者の役割についてこれでは伝わらないと思う。前回も県民への告知の仕方にも問題があるのではと言う話もあったが、今の表現では、現状とあまり変わりがなく県民の理解も進まないと思う。役割の位置づけが弱いと感じるがいかがでしょうか？

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

消費者の役割については、検討を行った県の内部でも様々な意見があった。安全・安心を進めるには消費者に理解をしていただくことが第一。農薬、添加物などがその例。県としては理解を進めるために、意見交換会や農業体験などのメニューを示して、できるだけそこに参加していただくようPRしていくことが大切と考えている。ですので、消費者の皆さまには、是非そこへ参加していただきたいという視点で、役割が記載してあります。積極的に参加いただけるような方法や取組について委員の先生方にもアイデアがあれば是非お聞かせいただきたいと思います。

【高橋委員】

何か新しい手段を考えていかないと現状からは変わらない。意識の高い人だけでなく普段あまり興味を示さない人にも伝わるような取組を考えて欲しい。

また、安全・安心のコスト負担について、意見交換会の場でも様々な意見が出ていたと思いますが、消費者がコスト負担をすることについて、消費者の役割の中で「消費に努める」という記述で表しているのですか？

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

一生懸命安全・安心に取り組んでいる生産者・事業者の食品を選択して買っていただきたいという趣旨で「消費に努める」と記載しています。

【高橋委員】

このままでは、消費者がわからない。もっと、消費者がコストを担っていることがわかりやすい表現にしてください。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

よりよい表現となるよう、今後検討いたします。

【村山委員】

施策8の取組指標についてですが、食品表示ウォッチャーの活動を表す指標があると、消費者が参加している活動も評価できるので良いと思う。加えられないでしょうか。

【農林水産部食品・流通課 渡邊課長】

検討させていただきます。

【長谷川委員】

食の安全・安心に対して関心の高い方は、自ら進んでセミナーに参加したり、情報を集めたりしますが、一般の生活者といわれる方々は、食に対して全く関心がないわけではないけれども、積極的に県の取組に参加してもらうのはなかなか難しいと考えている。そんな中で情報発信をどうしていったらいいのか。県民アンケート結果を見ても、条例の認知度はほとんどない状態で、県の情報発信は伝わっていない。先ほどいい案があったらとの話もありましたが、私のところはスーパーをやっておりまして毎日だいたい8万人くらいの方々にご利用いただいております。方法は検討する必要があると思いますが、お客様が商品を買う場所をもう少し活用していただいたら、もっと一般の生活者の方々に情報が伝わるのではないかと思います。費用対効果をなどを考えると、講習会などに参加いただくのはなかなか難しいことと考えています。

10月1日からJAS法が改正されて、加工食品の表示のルールが一部変わりましたが、一般の消費者の方にはほとんど知られていないと思います。こういった方々にも実際商品を手にする場所で、情報提供を行ったらいいのかなと思います。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

事務局では情報提供の場を探している立場であり大変ありがたいご提案です。県民アンケートでも店頭での情報提供の要望はあることから、積極的に検討します。

【滝山委員】

施策1、施策2などでトレーサビリティの話が出てくるが、消費者への情報提供の中でHACCPやGAPといった取組との結合は考えているのでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

たとえば、畜産物では現在畜産安全ブランドととして、すでに認定農場で生産された旨が表示されて販売されておりますし、今後制度を立ち上げる加工食品のHACCP制度でも商品に表示して消費者に取組が理解されなければならないと考えておりますので、消費

者のPRに努めていく必要があると考えています。

【滝山委員】

先ほど高橋委員から消費者のコスト負担について話がありましたが、食の安全・安心を追求していくと有機野菜やトレサの仕組みなどコストのかかるものが出てきます。そこで食の安全・安心のコストを担える経済的に豊かな人だけが、安心を得られる図式では困るので、そのようにならないようなお考えがあれば聞かせてください。

【農林水産部農産園芸課 渡辺課長】

現在、生産者の方々は、費用のかかる農薬や化学肥料を減らす取組を自ら行い、その分に必要なコストを負担しておられます。このような取組は、始めてから一定期間は大変不安定なので、最初の出足の期間は、農地・水・環境保全対策などで、一定期間の応援を検討しています。

また、これまで、環境保全型農業の導入に必要な機械等の導入支援を行っています。

そのような中、消費者から理解をして頂いた上、一定の付加価値のついたものを購入頂くなどで、コスト負担して頂きたいと考えております。

【楠原会長】

この辺で視点2「食の安全・安心を育む信頼関係の確立」に移らせていただきます。

施策11「県からの情報提供」

【村山委員】

出前講座は県の職員が対応するのか？その際、県内で10回、20回では効果は疑問。県の職員に限らなくてもいいような仕組みを作る方が良いと思います。食の安全・安心サポーターを活用するとか、地域振興事務所を活用するなど、広く行き渡る仕掛けを考える必要があるのではないですか？

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 山下副参事】

意見交換会などで、県が待ちの姿勢ではなく、県の側から関係団体にこんな仕組みがあるので活用してくださいと積極的にPRすべきとの意見をいただいています。

また、現在委嘱手続きをしております、今年度から新たに制度化した食の安全・安心サポーター、これは食品業者の方々の講習会の講師ができる方、これから制度を作る県版HACCP認定制度における助言指導ができる方、地域で体験を踏まえた講習や地域コミュニケーションができる方、きのこの食毒鑑別のできる方などですが、これらのサポーターも含めた形で、地域のご要望に応じた出前講座を行っていきたいと考えています。

【長嶋委員】

食中毒関係ですが、新潟市では市の保健所が食中毒の啓発で市の食品衛生協会を通じて会員にFAXで情報提供しています。

県でも県の食品衛生協会があるので会員に対して同じように情報提供したらどうか？

新聞やテレビは見ない人もいるので、このような方法でより詳しい情報が提供できれば営業者は気を付けるし、役立つと思います。

施策12「食品関連事業者から消費者への情報提供の促進」

【藤井委員】

情報発信に食品のパッケージは非常に重要です。

ラップの上に情報発信が書かれたシールを貼ったり、直接印刷するなどしたらどうか？ある角度で眺めると、情報が読めるというのもおもしろい。

例えば、スーパーの中でパンを焼いて販売するときに利用する紙袋の表面に情報をわかりやすく、字も大きく、字数も少なくするなど。デザインの問題もありますが。

県と消費者の接点となる流通関係などの業者でパッケージをうまく活用することをアレンジできたらと思います。

【村山委員】

37頁の食品関連事業者の役割に消費者との接点が大事という意味で、流通販売を明記して欲しい。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

販売の視点を加えます。

施策13～14

(質問・意見なし)

施策15「食育の推進」

【重野委員】

新潟県産農産物の学校給食における使用状況、活用状況はどうですか？

米は100%だと思うが、他の農作物では、あまり県内産が使われていないと思うがどうでしょうか？

【農林水産部食品・流通課 渡邊課長】

農林水産部と教育庁で学校毎に青果物、野菜関係については調査しており、25%程度の使用割合です。これは重さベースで調べており、例えば、タマネギやジャガイモですと県内に大きな産地はありませんので、または冬の期間があり通年で供給できないこともあり、そのくらいの割合になるということです。

米と牛乳については県産品100%、肉類については調査していませんが、文部省がポイント、ポイントで期間を区切って調査しているケースがありますが、だいたい4割くらいになっている状況です。

【重野委員】

自校方式で実施している学校では、地元の農作物の活用が進んでいるが、センター方式で実施している学校では進んでいないので今後どう推進していくのか検討をお願いしま

す。

施策16～18

(質問・意見なし)

施策19「食の安全・安心に係る人材の育成」

【滝山委員】

食育ボランティアについての考え方ですが、ボランティアではなく報酬の裏付けがあるということも継続性や張り合いにおいて重要と考えますが、ボランティアとした意味を教えてください。

【農林水産部食品・流通課 渡邊課長】

食育ボランティアとは様々な食育に関する専門知識や資格を持った方々で積極的に地域レベルでの食育実践活動に協力したいという方がおられる場合は、登録していただき食育活動していただくための制度です。これ以外でも食生活改善推進員協議会が食事の面から食育に関わる様々な取組を行っていたり、民間のスーパーあたりも産地ツアーを計画されたりと様々な形で民間の力による取組もあるわけですが、食育ボランティアは自主的な活動を促進する制度ということで考えています。

施策20

(質問・意見なし)

【楠原会長】

それでは視点2、施策11～20で聞き忘れてたり、あらためてご意見、ご質問があればお願いします。

【村山委員】

施策12、14に取組指標がない。取組指標がないとなかなか進みにくいと思いますので、何らかの指標を埋めていただけたら良いと思います。

例えば、施策14では、自主基準の設定公開に取り組む事業者数があつたほうが、取組が進むのではと思います。

施策12でも食品関連事業者が取り組んでいることがわかる指標があればよいのではと思います。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

正直、作業部会でも検討したのですが出てこなかったという経緯もありますが、あつたほうが良いと思いますので、さらに検討したいと思います。

また、先ほど長嶋委員からご質問のあつた食中毒の情報提供についてですが、先ほどお答えしていなかったなので、併せて回答します。

新潟市では情報を流しているとのことですが、地区食品衛生協会ごとに取組が違っており、新潟市は新潟市食品衛生協会の取組として情報提供されていると思います。

他地区についても、良い取組であり、進めるように県としても食品衛生協会に話しをしたいと考えています。

【藤井委員】

施策12のところでの農業体験の場を持つとのことですが、生産者と消費者の交流は非常に重要だと思います。その中で農業体験は非常に重要で、その時に、是非お願いしたいことは、1つは作っていただいた方への感謝、もう1つは生き物に対する感謝です。この2つの感謝の考え方をに入れて欲しい。

油断すると、人が安全であれば良い、人のための施策と読まれがちですが、そのベースは、人間の生命を支えるのは生き物です。

2つの感謝を行政もどこかで発信して欲しい。

【農林水産部畜産課 鶴巻課長】

おっしゃるとおり、生き物という観点で畜産では、農場ふれあい交流を行っている農場を認定する制度もあり、夏休みを利用して団体の活動としてやっていただいています。生産現場をまず見ていただく、どのような環境で家畜が飼われているのか見ることで、やさしさからスタートするようで、自分達の食する物がこんなにかわいいものから育っていくということから、おっしゃられた趣旨が子供達をはじめお母さん方にも一緒になって理解いただける。共通の話題で、家庭で理解いただける。そのように私達も農業体験、農場体験を捉えています。

【滝山委員】

34頁の情報提供の部分で、自分達が下に下りていく姿勢やメディアに自分達から乗り込んでいく姿勢が大事。新聞社の取材をお願いすべきです。新聞の取材は、何か特別のことがない限り、必ず来てくれます。

様々なイベントの際は、新聞社に取材をお願いしたり、遠慮深くしないでメディアに対しどんどん情報提供することが食の安全・安心にもつながって行くと思います。

誰にでも、ポーッとしていても刷り込まれる状況を設定すべきです。

【大坂委員】

農業に携わる者として食の安全・安心は農薬、添加物を抜きには語れません。

農薬にしても安全な程度で使っていますが、農薬抜きにしては野菜を作ることはできないことをもう少し消費者に知って欲しい。

流通や販売の段階で、虫食いのない野菜が選ばれるが、農薬がなくしては虫食いのない野菜は作れないということを伝えて欲しい。そういうことがわかってもらえるようなPRをお願いします。

【岡田委員】

家庭菜園をやっていると感謝の気持ちも持てるし、虫食いの体験もできるので、農業体験は非常に大切です。

【楠原会長】

ありがとうございました。

本日の審議会で出された意見を踏まえた基本計画案で、今後、パブリックコメントを行い、再度県民意見を取り入れて、基本計画案の修正を行い、次回審議会で諮問されることになっております。

その時に、再度審議したいと思います。

次に、議事ではありませんが、事務局からの報告事項がありますようです。

「開放系試験栽培における交雑確認結果について」説明してください。

【農林水産部農業総務課政策室 佐藤政策企画員】

資料No.3を御覧ください。

独立行政法人農業・食品産業総合研究所（研究機構）から届出のあった開放系試験栽培届出内容については、にいがた食の安全・安心審議会において、栽培基準等県条例に適合しており妥当と判断する旨の意見を取りまとめていただいたところです。

このとりまとめにあたり、専門部会をこの審議会に設置し、6月12日、22日の2回調査審議を行っていただきまして、この専門部会のとりまとめをベースに審議会としての意見をとりまとめていただきました。

その後、9月11日に遺伝子組換え作物に関する専門部会は、組換えほ場のある上越市・北陸研究センターで遺伝子組換えイネの実験が計画的どおり行われているか現地調査を実施し、適正に行われていることを確認してきました。

具体的には田植えを7月22日に行いまして、これは一般の田植えに比べて2ヶ月以上の遅れなのですが、それにより出穂期を計画によると3週間以上離すということでしたが、3週間以上離れていたことを確認してきましたし、花粉飛散防止措置や混入防止措置が計画書どおり行われていることを確認しています。

その結果、平成18年9月28日付けで研究機構から、県条例に基づきGMイネとの交雑の確認結果について報告がありました。

結果は、遺伝子組換えイネから5～45m離れた4地点に栽培したモニタリングイネの収穫物を約3万5千粒を調査し、交雑は認められませんでした。

具体的にこの調査方法ですが、モニタリングイネ、モチ品種のらいちょうもちですが、周辺ほ場のイネ、これは一般のコシヒカリになりますが、5月中旬植の8月7～8日に出穂したイネに開花期が重複するように栽培し、GMイネと交雑があったかどうか確認します。

モチ品種のモニタリングイネに、ウルチ品種であるGMイネが交雑していた場合、半ウルチ性となり玄米が白濁するキセニア現象が生じます。その種子を遺伝子分析することにより、GMイネと交雑の有無を確認します。

県条例では、GMイネから隔離距離、イネの場合は57mの範囲内に設置することとしていますが、今回の試験では5～45mの地点にモニタリングイネを設置し、同じく条例では、収穫物を少なくとも1万粒を抽出し、調査することとしていますが、3万5千粒調査しておりますので、それぞれ条例に適合しております。

なお、このGMイネの収穫は本日10月24日の午前中に終了しています。

【楠原会長】

交雑は認められなかったという結果ですが、何か、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(質問・意見なし)

その後、その他として、事務局から資料として配布した「かしかり食の安全安心・食育フォーラム」の紹介とメールマガジンの周知依頼を行った。

【楠原会長】

それではこれで、審議会の会長としての任は終了させていただきたいと思います。長時間にわたり議事進行に御協力いただきありがとうございました。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 飯田課長】

楠原会長お疲れ様でした。各委員におかれましても長時間の御審議をいただきましてありがとうございました。本日の審議会で出された意見を踏まえまして、基本計画案を修正し、パブリックコメントを行い、再度県民意見を取り入れていきたいと考えております。

次回は平成19年1月15日を予定しておりますので、今後とも、よろしくお願ひします。本日はたいへんありがとうございました。以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。